

太田市土砂等による埋立て等の規則に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

### 太田市規則第53号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成31年太田市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第9号中「ものとして認定したもの」を「者として認めたもの」に改め、同条第2項中「による認定」を「の適用」に、「地方公共団体に準ずる者の認定申請書（様式第1号）を次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その申請を」を「次に掲げる書類を市長に提出」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 土壌の汚染の防止を適確に行うことができることを証する書類  
第4条第3項を削る。

第5条第4号中「ために」の次に「当該一般廃棄物処理施設及び当該産業廃棄物処理施設において」を加える。

第6条の見出し中「許可」を「土砂等の搬入計画の届出」に改める。

第7条の見出しを「(土砂等の搬入計画の届出)」に改め、同条第1項中「申請書は、小規模特定事業許可申請書」を「届出書は、小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書」に改め、同条第2項中「第7条第2項第10号」を「第7条第2項第7号」に、「次に掲げる事項」を「施工管理者の氏名及び住所並びに通常所在する事務所等の所在地

及び電話番号」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同条第3項第1号及び第2号中「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「に規定する許可を受けようとする者」を「の規定による届出をしようとする者」に、「申請者」を「届出者」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「申請者」を「届出者」に、「その法人の登記事項証明書及び代表者の住民票の写し」を「法人の登記事項証明書」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号から第9号までを削り、同項第10号中「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、同号を同項第5号とし、同項第11号を削り、同項第12号中「土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書」を「埋立等区域の計画平面図及び計画断面図」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第13号を第7号とし、第14号から第18号までを削り、第19号を第8号とする。

第8条を次のように改める。

## 第8条 削除

第9条の見出しを「(土砂等の搬入計画の変更の届出)」に改め、同条第1項中「第9条第1項本文の規定による変更の許可を受けようとする」を「第9条の規定による変更の届出をしようとする」に、「小規模特定事業変更許可申請書」を「小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書」に、「第7条第3項各号に掲げる書類のうち変更に係る事項に関するもの」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の9号を加える。

- (1) 搬入計画の届出をした者の氏名又は住所の変更にあつては、住民票の写し
- (2) 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更にあつては、法人の登記事項証明書
- (3) 埋立て等の目的の変更にあつては、変更後の目的が分かるもの
- (4) 埋立等区域の位置及び面積の変更にあつては、変更計画平面図

及び変更計画断面図

- (5) 小規模埋立等事業を行う期間の変更にあつては、変更工程表
- (6) 埋立等区域に搬入する土砂等の数量の変更にあつては、変更容量計算書
- (7) 埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画にあつては、変更計画書
- (8) 相続、合併又は分割により承継した者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
  - ア 被相続人との続柄を証する書類
  - イ 承継した者の住民票の写し
  - ウ その他市長が必要と認める書類
- (9) 相続、合併又は分割により承継した者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
  - ア 合併契約書又は分割契約書の写し
  - イ 法人の登記事項証明書
  - ウ 吸収合併又は吸収分割により事業の全部を承継した法人にあつては、現に行っている事業の概要を説明する書類
  - エ その他市長が必要と認める書類

第9条第2項から第4項までを削る。

第10条第3項中「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に、「土砂等の性状が規則で定める基準」を「土砂等が性状基準」に改め、同条第4項中「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改める。

第11条の見出しを「(性状基準)」に改め、同条中「第10条第3項第2号の規則で定める基準」を「第10条第2項の性状基準」に改める。

第12条の見出しを「(小規模埋立等事業の完了等の届出)」に改め、同条第1項第1号中「小規模特定事業」を「小規模埋立等事業」に、「小規模特定事業完了届出書」を「小規模埋立等事業完了届出書」に

改め、同項第2号中「小規模特定事業」を「小規模埋立等事業」に、「小規模特定事業廃止（休止）届出書」を「小規模埋立等事業廃止（休止）届出書」に改め、同項第3号中「小規模特定事業」を「小規模埋立等事業」に、「小規模特定事業再開届出書」を「小規模埋立等事業再開届出書」に改め、同条第2項中「小規模特定事業区域の」を「埋立等区域の」に、「小規模特定事業区域以外」を「埋立等区域以外」に改め、「並びに崩落による災害の発生」を削る。

第13条から第15条までを次のように改める。

第13条から第15条まで 削除

第16条の見出し中「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、同条第1項中「小規模特定事業の許可を受けた者」を「搬入計画の届出をした者」に、「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」改め、同条第2項中「小規模特定事業の許可を受けた者」を「搬入計画の届出をした者」に、「小規模特定事業」を「小規模埋立等事業」に、「若しくは小規模特定事業の期間が満了したとき、又は小規模特定事業の許可の取消しを受けたときは、前項の規定にかかわらず、それらの日をもって、小規模特定事業区域」を「又は小規模埋立等事業の期間が満了したときは、前項の規定にかかわらず、それらの日をもって、埋立等区域」に改め、同条第3項中「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に、同条第4項中「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に、「土砂等埋立等区域」を「埋立等区域」に改める。

第17条第1項中「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、同条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第18条の見出し及び同条中「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改める。

第19条中「第9条第4項」を「第9条」に、「小規模特定事業軽微変更届出書」を「小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書」に改め、同条第3号中「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」

に改める。

第20条を次のように改める。

## 第20条 削除

別表第1カドミウムの項中「K0102の55.2、55.3又は55.4」を「K0102—3 14.3、14.4又は14.5」に改め、同表全シアン<sup>シアン</sup>の項中「K0102の38に定める方法（日本産業規格 K0102の38.1.1に定める方法を除く。）」を「K0102—2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9.7の分析を行う方法又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法」に改め、同表有機燐<sup>りん</sup>の項中「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又は日本産業規格 K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトン<sup>メチルジメトン</sup>にあつては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）」を「日本産業規格 K0102—4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくは EPN<sup>EPN</sup>にあつては日本産業規格 K0102—4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）」に改め、同表鉛の項中「K0102の54」を「K0102—3 13.2、13.3、13.4又は13.5」に改め、同表六価クロム<sup>クロム</sup>の項中「K0102の65.2」を「K0102—3 24.3（24.3.3及び24.3.7を除く。）」に改め、同表砒素<sup>ひそ</sup>の項基準値の欄中「別表第3」を「別表第2」に、

同項測定方法の欄中「K0102の61」を「K0102—3 20. 2、20. 3、20. 4又は20. 5」に改め、同表総水銀の項中「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1」を「昭和46年環境庁告示第59号付表2」に改め、同表アルキル水銀の項中「付表2」を「付表3」に、「付表3」を「付表1」に改め、同表PCBの項中「付表3」を「付表4」に改め、同表ジクロロメタンの項、四塩化炭素の項、1,2—ジクロロエタンの項及び1,1—ジクロロエチレンの項中「K0125の5. 1」を「K0125 5. 1」に改め、同表シス—1, 2—ジクロロエチレンの項項目の欄中「シス—1, 2—ジクロロエチレン」を「1, 2—ジクロロエチレン」に、同項測定方法の欄中「日本産業規格 K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2」を「シス体にあつては日本産業規格 K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 1」に改め、同表1, 1, 1—トリクロロエタンの項、1, 1, 2—トリクロロエタンの項、トリクロロエチレンの項、テトラクロロエチレンの項及び1, 3—ジクロロプロペンの項中「K0125の5. 1」を「K0125 5. 1」に改め、同表チウラムの項中「付表4」を「付表5」に改め、同表シマジンの項及びチオベンカルブの項中「付表5」を「付表6」に改め、同表ベンゼンの項中「K0125の5. 1」を「K0125 5. 1」に改め、同表セレンの項中「K0102の67. 2、67. 3又は67. 4」を「K0102—3 26. 2、26. 3又は26. 4」に改め、同表ふっ素の項中「K0102の34. 1（日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34. 4」を「K0102—2 5. 2及び5. 3、5. 2及び5. 4」に、「K0170—6の6」を「K0170—6 6」に、「又は日本産業規格K0102の34. 1. 1C」（注(2)第3文及び日本産業規格 K0102の34の備考1

を除く。)に定める方法(」を「、5.2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。)」に、「共存しない」を「共存しないことを確認した」に、「これ」を「蒸留操作」に、「昭和46年環境庁告示第59条付表7に掲げる」を「5.5又は5.2及び5.6に定める」に改め、同表ほう素の項中「K0102の47.1、47.3又は47.4」を「K0102—3 5.2、5.5又は5.6」に改める。

別表第2を削る。

別表第3カドミウムの項中「K0102の55.2、55.3又は55.4」を「K0102—3 14.3、14.4又は14.5」に改め、同表全シアンの項中「K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、日本産業規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は日本産業規格K0102の38.1.2及び38.5に定める」を「K0102—2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)の分析を行う方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表1(蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる」に改め、同表有機燐の項中「昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は日本産業規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)」を「日本産業規格K0102—4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては日本産業規格K0102—4 7.2.1及び7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法(ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。)」に改め、同表鉛の項中「K0102の54」を「K0102—3 13.2、13.3、13.4又は13.

5」に改め、同表六価クロムの項中「K0102の65.2」を「K0102—3 24.3（24.3.3及び24.3.7を除く。）」に改め、同表砒素の項中「K0102の61.2、61.3又は61.4」を「K0102—3 20.3、20.4又は20.5」に改め、同表総水銀の項中「付表1」を「付表2」に改め、同表アルキル水銀の項中「付表2」を「付表3」に改め、同表PCBの項中「付表3」を「付表4」に改め、同表銅の項中「K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5」を「K0102—3 11.3、11.4、11.5又は11.6」に改め、同表ジクロロメタンの項、四塩化炭素の項、1,2—ジクロロエタンの項及び1,1—ジクロロエチレンの項中「K0125の5.1」を「K0125 5.1」に改め、同表シス—1,2—ジクロロエチレンの項項目の欄中「シス—1,2—ジクロロエチレン」を「1,2—ジクロロエチレン」に、同項測定方法の欄中「日本産業規格K0125の5.1」を「シス体にあつては日本産業規格K0125 5.1」に改め、「方法」の次に「、トランス体にあつては日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法」を加え、同表1,1,1—トリクロロエタンの項、1,1,2—トリクロロエタンの項、トリクロロエチレンの項、テトラクロロエチレンの項及び1,3—ジクロロプロペンの項中「K0125の5」を「K0125 5」に改め、同表チウラムの項中「付表4」を「付表5」に改め、同表シマジンの項及びチオベンカルブの項中「付表5」を「付表6」に改め、同表ベンゼンの項中「K0125の5.1」を「K0125 5.1」に改め、同表セレンの項中「K0102の67.2、67.3又は67.4」を「K0102—3 26.2、26.3又は26.4」に改め、同表ふっ素の項中「K0102の34.1（日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4」を「K0102—2 5.2及び5.3、5.2及び5.4」に、「K0170—6の6」を「K0170—6 6」に、

「又は日本産業規格K0102の34. 1. 1C（注(2)第3文及び日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（」を「、5. 2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。」に、「共存しない」を「共存しないことを確認した」に、「これ」を「蒸留操作」に、「昭和46年環境庁告示第59条付表7に掲げる」を「5. 5に定める」に改め、同表ほう素の項中「K0102の47. 1、47. 3又は47. 4」を「K0102—3 5. 2、5. 5又は5. 6」に改め、同表水素イオン濃度の項中「K0102の12. 1」を「K0102—112」に改め、「又は昭和49年環境庁告示第64号に定める方法」を削り、同表を別表第2とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第7条関係）

（表）

小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書

年 月 日

（宛先）太田市長

届出者 住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
その名称及び代表者の氏名）

電話番号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

埋立て等の目的		
埋立等区域の位置及び面積	位置	面積（実測） m <sup>2</sup>
小規模埋立等事業を行う期間	年 月 日 ~	年 月 日
埋立等区域に搬入する土砂等の数量	m <sup>3</sup>	
埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画		
その他		

備考 欄に記入しきれない場合には、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。

(裏)

添 付 書 類	1	埋立等区域の位置を示す図面
	2	埋立等区域の付近の見取図
	3	届出者が個人である場合にあつては、届出者の住民票の写し
	4	届出者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書
	5	埋立等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
	6	埋立等区域の計画平面図及び計画断面図
	7	埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
	8	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第3号を次のように改める。

#### 様式第3号 削除

様式第4号中「小規模特定事業変更許可申請書」を「小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書」に、「申請者」を「届出者」に、「第9条第1項の規定による変更の許可を受けたいので、次とおりに申請します」を「第9条の規定により、小規模埋立等事業に係る土砂等の搬入計画について、次のとおりに届け出ます」に、「許可を受けた年月日及び許可の番号」を「搬入計画の届出年月日」に、「年 月 日 第号」を「年 月 日」に、「第7条第3項」を「第7条第2項」に改める。

様式第5号を次のように改める。

#### 様式第5号 削除

様式第6号中「による許可」を「により届け出た土砂等の搬入計画」に、「許可を受けた年月日及び許可の番号」を「搬入計画の届出年月日」に、「年 月 日 第号」を「年 月 日」に改める。

様式第7号中「による許可を受けた小規模特定事業区域」を「により届け出た土砂等の搬入計画について、埋立等区域」に、「土砂等の性状が基準に」を「土砂等が性状基準に」に改める。

様式第10号中「の許可を受けた小規模特定事業区域」を「により届け出た土砂等の搬入計画に係る埋立等区域」に改める。

様式第11号中「小規模特定事業完了届出書」を「小規模埋立等事業完了届出書」に、「による許可（同条例第9条第1項の変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可）」を「により届け出た土砂等の搬入計画（同条例第9条により変更を届け出た場合にあつては、当該変更後の搬入計画）」に、「許可を受けた年月日及び許可の番号」を「搬入計画の届出年月日」に、「年 月 日 第号」を「年 月 日」に、「小規模特定事業区域」を「小規模埋立等区域」に改める。

様式第12号中「小規模特定事業廃止（休止）届出書」を「小規模

埋立等事業廃止（休止）届出書」に、「による許可（同条例第9条第1項の変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可を含む。）に係る小規模特定事業」を「により届け出た土砂等の搬入計画（同条例第9条の変更を届け出た場合にあっては、当該変更後の搬入計画を含む。）に係る小規模埋立等事業」に、「許可を受けた年月日及び許可の番号」を「搬入計画の届出年月日」に、「年 月 日 第 号」を「年 月 日」に、「小規模特定事業区域の出来形に関する図面及び小規模特定事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流失並びに崩落による災害を防止するために必要な措置」を「埋立等区域の出来形」に改める。

様式第13号中「小規模特定事業再開届出書」を「小規模埋立等事業再開届出書」に、「による許可（同条例第9条第1項の変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可を含む。）に係る小規模特定事業」を「により届け出た土砂等の搬入計画（同条例第9条の変更を届け出た場合にあっては、当該変更後の搬入計画を含む。）に係る小規模埋立等事業」に、「許可を受けた年月日及び許可の番号」を「搬入計画の届出年月日」に、「年 月 日 第 号」を「年 月 日」に、「小規模特定事業」を「小規模埋立等事業」に改める。

様式第14号から様式第17号までを次のように改める。

様式第14号から様式第17号まで 削除

様式第18号中「小規模特定事業区域内土壌検査等報告書」を「埋立等区域内土壌検査等報告書」に、「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に、「許可を受けた年月日及び許可の番号」を「搬入計画の届出年月日」に、「年 月 日 第 号」を「年 月 日」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和7年5月26日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第3の改正規定（別表第3を別表第2に改める部分を除く。）並びに次項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 この規則の前項ただし書に規定する施行の日前に行った太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成31年太田市規則第26号）第10条第4項の土壌検査、同規則第16条第1項の小規模特定事業区域内土壌検査及び同規則第17条第1項の水質検査については、改正後の別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。